▲俸給生活者保護法要項

(1)、俸給生活者の定義……商工業、鑛業、交通運輸業、通信業その他勅令を以つて定めたる事業員並に官公廳の吏員にして工場法、鑛業法の適用を受けず主として智能的勞働に服する被傭者

(2)、適用範圍……俸給被傭者を全部含む

(3)、保護要項……左記の規定を設ける樣要求する

イ、勤務時間八時間

ロ、公休數(一週一日)一ヶ年二週間以上の公休制

ハ、退職手當制及公表規定

ニ、規定時間外勤務に對する報酬支拂

ホ、積立金保護規定

ヘ、解雇豫告期限最少三箇月前

ト、俸給支拂期間の定

チ、産婦保護

リ、衛生設備完成

ヌ、執務規定の公認制

ヨ、災害扶助規定

ワ、最低年齡十五歲

具體的實行方法

一般勞働者並に俸給者を組織し闘爭を通じて要求すること

全國的に輿論を喚起し、全國民衆黨及友黨を通じ政府に要求すること

(ホ) 不當檢束、不當留置無罪者に對し國家賠賞要求の件

大阪金屬勞働組合

主　文

吾等は國家權力に基く不當檢束、不當拘留、並に無罪者に對し國家は當然の責任上賠償を支拂ふ義務あるを認め之が要求をなす。

理　由

國家權力を直接民衆の上にのしかける官憲や檢事は徒にその職權を亂用して、吾等の行動を妨害するのみか、遂には不當檢束、不當拘留をなし、又は全然無實のものを未決に縛りて監禁し判決の結果無罪となるもの數多し。爲に民衆は社會的制裁と精神的打擊の上に職を奪はれ、家族は生活に窮する。そして一家全體が諸共に餓死に瀕する。

我等は斯くの如き不法行爲に闘ふと共に吾等は國家に對してその賠償を要求するものである。

實　行　方　法

(1)、全民黨本部を通じて議會に提出せしめる樣努力さす事

(2)、賠償の具體的草案は黨執行部に一任すること

(3)、他の社會立法の獲得と結び附けて闘爭すること

(ヘ) 最低賃銀制定に關する件

大阪金屬勞働組合

(理由省略)

(ト) 養老保險法制定に關する件

大阪金屬勞働組合

主　文

我國現下の勞働者は極度に不安を與へられ居り、併も老年工は益々その生活不安一層、極なるに照し吾等は養老保險制の速に制定し實行せんことを要求するものなり。

理　由

今日の社會に於ける勞働者は絶ず生活不安を双肩に課せられてゐることは今更言を待たず。吾等は常に此の爲に闘ひつゝあり。先づ當面の問題として明日のパンを闘ひ取る爲に至る處の工場でストライキを斷行して闘ひつゝある。勞働者は若く健康である中は資本家は最低の生活費を與へて强度に搾取する。然るに老衰して來ると充分に搾取が出來ないので、非人道的にも老後生活を充分に保證せずして路傍に投げ出すのが今日の實狀である。我等は此の悲慘な事實を等閑に附することは出來ない。多年我が國の産業に從事したる生産功勞者をせめて老後たりとも彼の生活に安定を與へることは、國民同胞の義務であるが故に玆に本提案を上程し全代議員の滿場一致の贊成を乞ふ譯である

參　考　資　料

英國に於いては一九〇七年養老年金法は發布せられ、以後二回修正せられた現行法は年令七十歲に達したなれば年收百ポンド以下のものにその年收の割合に依つて給付せり

又フランスに於ては一九〇六年二月下院を通過し、一九一〇四月發布せられ、年令六十歲以上のものに年額最低三百六十フランを支給し、掛金は日本の健保險制の掛金と同樣で、勞働者は被保險者として强制加入されてゐる

要　項

一、五十年以上日本に國籍を有し二十年以上領土内に居住